

高崎都市計画土地区画整理事業の変更

高崎都市計画スマートIC周辺工業団地土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	スマートIC周辺工業団地土地区画整理事業			
面 積	約64.3ha			
公共施設の 配 置	道 路	種別	名称	配置等
		—	—	都市計画道路の配置なし。区画道路及び橋梁は造成計画予備設計において適切に配置する。
		—	—	
		—	—	
		—	—	
	—	—		
	公園及び 緑地	—	—	都市計画公園の配置なし。中央公園及び公園を適切に配置する。
		—	—	
		—	—	
		—	—	
		—	—	
	その他の 公共施設	雨水の流出増に対して一級河川井野川の負担軽減のため、治水協議にしたがって調整池を適切に配置する。		
宅地の整備	宅地は、産業集積として高効率な土地利用が実現できるよう適切な配置となるよう整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は関越自動車道と（都）高崎駅東口線（東毛広域幹線道路）の交差する部分であり、高崎玉村スマートインターチェンジも整備されることから交通利便性が非常に高い土地の区域である。そこで市では、この優れた利便性を活かした新たな産業業務拠点を創出することで、今後の地域雇用の安定増と税收確保を図るべく周辺開発を計画推進することとしている。については、土地区画整理事業による基盤整備を実施して、産業業務に必要な用地の創出を図るものである。

高崎都市計画 土地区画整理事業の変更

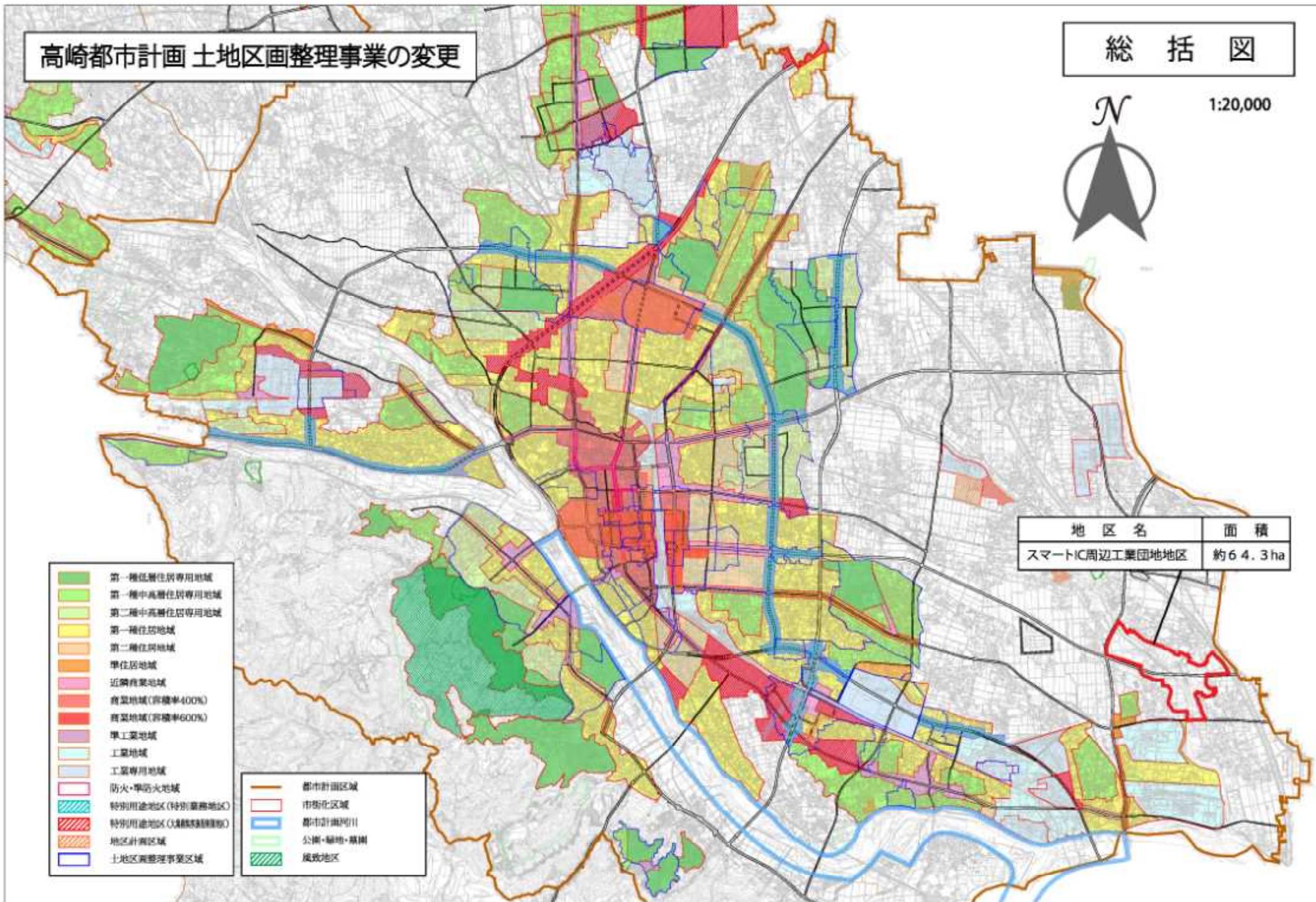
総括図

1:20,000



- 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 単住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域(容積率400%)
 - 商業地域(容積率600%)
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 防火・準防火地域
 - 特別用途地区(特別準拠地区)
 - 特別用途地区(風致調整地区)
 - 地区計画区域
 - 土地区画整理事業区域
- 都市計画区域
 - 市街化区域
 - 都市計画河川
 - 公園・緑地・森林
 - 風致地区

地区名	面積
スマートIC周辺工業団地地区	約64.3ha



高崎都市計画 土地区画整理事業の変更

計 画 図

1:2,500



- | 測点 | 境界 |
|-----|---------------------------|
| ①～② | 前橋・長瀬線 道路端界 |
| ②～③ | 東毛広域幹線道路 道路端界 |
| ③～④ | 既存工業団地 区域界 |
| ④～⑤ | 道路端界 (G399号線) |
| ⑤～⑥ | 水路端界、一部道路端界 |
| ⑥～⑦ | 道路端界 (G397号線) |
| ⑦～⑧ | 地形地物界 (河川管理道) |
| ⑧～⑨ | 国道354号 道路端界 |
| ⑨～⑩ | 道路端界 (G382号線・G386号線)、一部町界 |
| ⑩～⑪ | 筆界 |
| ⑪～⑫ | 道路端界 (G380号線)、一部筆界 |
| ⑫～⑬ | 東部幹線、東毛広域幹線道路、関越道等の道路端界 |
| ⑬～⑭ | 入スマートIC 道路端界 |
| ⑭～⑮ | 道路端界 (G343号線) |
| ⑮～⑯ | 筆界、一部延長 |
| ⑯～⑰ | 道路端界 (G327号線) |
| ⑰～⑱ | 地類界 (崖線)、一部筆界 |
| ⑱～① | 地形地物界 (既存水路、河川管理道) |

- | | |
|--|---------------|
| | 土地区画整理事業区域 |
| | 第一種低層住居専用地域 |
| | 第一種中高層住居専用地域 |
| | 第二種中高層住居専用地域 |
| | 第一種住居地域 |
| | 第二種住居地域 |
| | 準住居地域 |
| | 近隣商業地域 |
| | 商業地域(容積率400%) |
| | 商業地域(容積率600%) |
| | 準工業地域 |
| | 工業地域 |
| | 工業専用地域 |
| | 公園 |

